

来年1月から新庁舎で業務を開始します。新庁舎が和みの場となり、市民が利用しやすいものとなるよう、竣工に先立ち、ご寄付(目録)を頂きました。12月28日(日)の竣工式典で披露する予定です。



▶北川会長から市長へ目録贈呈

国際ソロプチミスト長浜

デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ55型、40型を寄贈頂きました。市民交流ロビーと総合案内の壁面に取り付けます。



▶竹田会長から市長へ目録贈呈

長浜東ロータリークラブ

植栽事業に金200万円の寄付を頂きました。西館北側に植栽予定です。



▶樋口会長から市長へ目録贈呈

長浜ライオンズクラブ

市の花「梅」の木(12種類13本)と石製樹名プレートを寄贈頂きました。東館南側の「盆梅の景」に植栽します。



▶柴田会長から市長へ目録贈呈

長浜北ロータリークラブ

「青少年健全育成」を表すモニュメントを寄贈頂きました。東口に設置します。

点字ブロックは、目の不自由な人が安全に歩行するために、地面や床面に設置されている案内表示です。目の不自由な人は、ブロックの突起を足裏や白杖で確認しながら進むので、点字ブロックの上に障害物があると、白杖を折ったり、衝突して怪我をする恐れがあるので大変危険です。目の不自由な人が安全に歩行できるように、皆さんのご協力をお願いします。



12月1日~31日
年末の交通安全県民運動
 視界の悪い時間帯、降雪などの悪天候時は特に交通事故に注意しましょう。

平成26年の交通事故発生状況 (10月末現在)

件数	386件 (-110件)
死者	5人 (± 0人)
傷者	498人 (-157人) (前年比)

市では、しよがいのある人に対する支援等を推進するため、「長浜市しよがい福祉プラン」の中間見直しを行っています。このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

【募集期間】 11月25日(火)~12月25日(木)

【閲覧場所】 しよがい福祉課、市政情報コーナー(本館1階、北部振興局、各支所)、市ホームページ

【提出方法】 任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送(消印有効)、FAX、メールのいずれかで下記まで。

提出先
 しよがい福祉課
 〒526-0031 八幡東町632番地
 ☎64-1767
 ✉shougaiukushi@city.nagahama.lg.jp

介護保険の要介護認定を受けている人や、その人を扶養している人で、次の要件を満たしている人は、年末調整や確定申告で「障害者控除」を受けることができます。

- 【認定要件】** 12月31日時点で有効な介護認定を受けていて、次のいずれかに該当する人
- 介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されている人
 - 介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定され、6か月以上寝たきり状態の人

控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要ですので、左記へ申請してください。

【問合せ・申請窓口】
 高齢福祉介護課(東別館1階)
 ☎65-7789
 北部振興局福祉生活課・各支所

※税の控除に関する問合せ
 税務課市民税・国保料グループ
 ☎65-6524

「ながはま0次予防コホート事業」では、専門的知識を有する人と公募の市民で構成する審査会を設け、事業を適正に実施するために、事業計画および個別研究計画の審査を行っています。

市民の立場からご意見をいただく委員を次のとおり募集します。

- 【応募資格】**
- ・市内在住で20歳以上の人(平成26年4月1日時点)
 - ・地方公共団体の議員や常勤の公務員でない人
 - ・市や京都大学で開催する、平日昼間や夕方の方の会議に出席できる人(年2回程度)
- 【任期】** 平成27年1月1日~平成28年8月31日
- 【募集人数】** 1人
- 【応募方法】**
 任意の様式に住所・氏名・電話番号・性別・生年月日・職業または勤務先・地域活動の状況・応募動機・抱負を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接下記まで。様式は問いませんが、記入内容で審査しますので詳しくご記入ください。

【締切り】
 12月10日(水) 必着

応募・問合せ先
 〒526-0845 小堀町32番地3
 健康推進課(ながはまウェルセンター内)
 ☎65-7779 ☎65-1711
 ✉kenkou@city.nagahama.lg.jp

認知症やしよがい等で、判断能力の不十分な人が次々と商品を購入するなど、悪質商法による被害が増えています。このような人を守り、支援する「成年後見制度」について学びます。

- 【とき】** 12月9日(火) 14時~15時30分
- 【ところ】** 湖北デイサービスセンター(湖北町速水)
- 【内容】** 消費生活問題と成年後見制度の役割について判断能力の低下による生活不安の解消に向けて
- 【講師】** 小山法律事務所 弁護士 小山英則氏
- 【定員】** 40人(先着順)
- 【申込み】** 成年後見・権利擁護センター
 <長浜市社会福祉協議会内>
 長浜センター(☎62-18004)
 木之本センター(☎82-5419)

この機会に、年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。日本年金機構のホームページ「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自身の年金記録が確認でき、将来の年金受給見込額についても試算できます。詳しくは、彦根年金事務所にお問い合わせください。